



令和6年第5回総会

会 議 録

期 日 令和6年5月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和6年第5回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年5月28日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	2 2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2 3	農地法第3条許可申請について
4	2 4	農地法第5条許可申請について
5	2 5	農用地利用集積等促進計画の調整について
6	2 6	農用地利用集積計画の調整について
7	2 7	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

12番 俵積田正康 農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 前原光博
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長

開会前にお知らせします。
俵積田正康委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。
令和 6 年第 5 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。
ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。11 番中原委員、13 番有村委員をお願いいたします。
日程第 1 号会期についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。
次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。
議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第 2 号議案第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1 ページをご覧ください。
大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。
整理番号 54 号から 57 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇外 2 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 3 名です。
解約面積は田が 6 筆で 2,359 m²、畑が 2 筆で 5,254 m²、合計 8 筆で 7,613 m²です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。以上、説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 54 号から 57 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。
よって、議案第 2 号は、同意することに決定いたしました。

事務局

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

今月の農地法第3条の許可申請は5件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号14号の申請地は、

桜山本町〇〇番，田，304 m²

桜山本町〇〇番，田，422 m²

桜山本町〇〇番，田，349 m²

桜山本町〇〇番，田，498 m²

合計1,573 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，会社員，64歳，宮田町にお住まいです。

〇〇〇〇さん，会社員，55歳，若葉町にお住まいです。

〇〇〇〇さん，会社員，67歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，兼業農業，49歳，鹿籠麓町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については4ページに掲載してあります。

申請地，桜山本町〇〇番は松野下蒲鉾より西側約〇〇mに、

桜山本町〇〇番は松野下蒲鉾より西側約〇〇mに、

桜山本町〇〇番と桜山本町〇〇番は松野下蒲鉾より西側約〇〇mに位置します。

整理番号15号の申請地は、

妙見町〇〇番〇，田，1,063 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，83歳，伊佐市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，71歳，妙見町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与，譲受人受贈ということでもあります。

申請地については6ページに掲載してあります。

申請地，妙見町〇〇番〇は下園公民館より南西側約〇〇mに位置します。

整理番号16号の申請地は、

別府字名辻迫〇〇番，畑，1,636 m²

別府字上ノ中岡〇〇番，畑，5,985 m²

合計7,621 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，65歳，国見町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，82歳，瀬戸町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については8ページに掲載してあります。

申請地，別府字名辻迫〇〇番は中原公園より南東側約〇〇mに位置し，別府字

上ノ中岡〇〇番〇は中原公園より南東側約〇〇mに位置します。

整理番号17号の申請地は、

白沢西町〇〇番，畑，441 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，会社員，59歳，鹿児島市にお住まいです。

〇〇〇〇さん、会社員、62歳、兵庫県芦屋市にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、自営業、74歳、白沢西町にお住まいです。
譲渡事由は、贈与、譲受人受贈ということであります。
申請地については10ページに掲載してあります。
申請地、白沢西町〇〇番は西白沢公民館より西側約〇〇mに位置します。
整理番号18号の申請地は、
中央町〇〇番〇、畑、526㎡です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、パート、54歳、福岡市にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、会社員、32歳、立神本町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農業開始ということであります。
申請地については12ページに掲載してあります。
申請地、中央町〇〇番〇は本坊商店跡地より南東側約〇〇mに位置します。
整理番号14～18号においては、調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当せず、また、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号14号について、今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号14号について報告いたします。

5月11日に譲受人の〇〇〇〇さん立会のもと現地調査を行いました。今回の申請は、売買により兄弟の共有地を譲渡するものです。

位置関係は事務局の通りです。

桜山本町530番は現在、水稻が栽培されています。東側は水路、西側は田で水稻が栽培されています。南側は水路、北側は水路を挟んで田で、桜山環境保全会の小園支部がアジサイを植えています。

桜山本町531番は現在、水稻が栽培されています。東側と西側は田で水稻が栽培されています。南側は水路、北側は国道225号に隣接しています。

桜山本町532番は現在、水稻が栽培されています。東側と西側と南側は田で水稻が栽培されています。北側は国道225号に隣接しています。

桜山本町533番は現在、水稻が栽培されています。東側と西側と北側は田で水稻が栽培されています。南側は水路となっております。

今回の申請は、譲渡人の管理が難しいことから、譲受人に売買で譲渡するもので、農地の善良な管理や周辺農地の一体性が図られることから、問題のない申請と思います。

以上報告を終わります。

議長 整理番号15号について、有村委員をお願いします。

13番（有村委員）整理番号15号について報告いたします。

5月10日に譲受人の〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は妙見町に居住しているミカン専業農家です。

譲渡人は伊佐市に居住する無職の方です。譲受人と譲渡人は元々この地区の出身で、親戚関係にあたり、田を譲受人に譲りたいとの事です。

位置関係は事務局の通りです。

申請地は田ですが、南側の妙見町〇〇番〇と一体化された田となっております。東側は市道、西側は水路を挟んで、宅地と畑、北側は田となっております。

南側の妙見町〇〇番〇とは利用権設定がされておりましたので、設定するよう指導致しました。

譲受人は5,6年前から借り受け、水田として、水稻栽培され、これからも作付けされるとの事です。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号16号について、中原委員お願いします。

11番(中原委員)整理番号16号について報告いたします。

5月12日に譲受人の〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲渡人は〇〇〇〇さんで、離農しました。

譲受人は瀬戸町に居住し、茶業農家です。

位置関係は事務局の通りです。

申請地は畑かん17工区内で、別府字名辻迫〇〇番は茶畑で、東側は道、西側は茶畑、南側は甘藷畑、北側は譲受人の茶畑です。別府字上ノ中岡〇〇番〇は茶畑で、東側、西側、南側は道、北側は茶畑となっています。

取得後は、継続して茶の栽培を行うことから、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号17号について、白澤千恵子委員お願いします。

9番(白澤千恵子委員)整理番号17号について報告いたします。

5月13日に譲受人の立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は西白沢に居住する新規農業者です。

位置関係は事務局の通りです。

申請地は現在、甘藷を栽培しており、東側、西側、北側は畑、南側は道です。

譲受人は山形で宿泊業を営んでおりますが、3月から12月上旬まで枕崎市に居住します。

農業機械も購入しています。

農地の有効活用の方からも問題ない申請と思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号18号について、園田委員お願いします。

6番(園田委員)整理番号18号について報告いたします。

5月17日に篠原農業委員、白澤推進委員、事務局の新屋敷さんと現地確認を行いました

申請地は今回、一般住宅の建設にともない、あわせて5条申請も提出されており一括して調査しました。

譲受人は立神本町に居住する会社員の〇〇〇〇さんです。立ち会い人は〇〇〇〇の〇〇さんです。

申請地立神北町〇〇番〇の東側は市道、西側は宅地、南側は菜園畑、北側は宅地です。

申請地は現在保全管理された畑です

東側市道より住宅建設の為の取得予定地立神北町〇〇番〇の北側を通路とします。申請地取得後は、無農薬による自家用野菜の耕作をする予定で周囲の農地への配慮をし、迷惑をかけないように十分に気をつけますとのことで、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じ無い申請では無いかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号14号から18号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請が1件です。

整理番号3号の申請地は中央町〇〇番〇、畑、454㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、12ページに掲載してあります。

申請地、中央町〇〇番〇は本坊商店跡地より南東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 454 m²で問題のないものと思われます。

建物の高さは 4.8mの平屋建て、境界より 8.4m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

整理番号 3 号は、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 3 号について、園田委員をお願いします。

6 番（園田委員）整理番号 3 号について報告をします

5 月 17 日に篠原農業委員、白澤推進委員、事務局の新屋敷さんと現地確認を行いました。

申請地は事務局の説明の通りです。

立ち会い人は〇〇〇〇の〇〇さんで、申請地は現在保全管理されています。

東側は市道に面しており、西側、北側は宅地、南側は菜園畑で、東側を除く三方向はブロック積みがされています。

一般住宅の転用にあたり東側市道より 0.2mの盛り土を行い、3 条申請地との境界は土留を施し、雨水の侵入、流入を防ぐ為の施工をする計画です。

申請地の雨水は東側水路へ放流し、汚水、生活雑排水は東側公共下水道へ処理する計画です。

適正な防除計画及び事業計画も添付されており、やむを得ない申請では無いかと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 3 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 5 号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 5 号議案第 25 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

15 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号6-1号から6-5号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外4名で設定面積は、畑が5筆2,107㎡合計5筆2,107㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、整理番6号の1号から6号の5については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第25号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第26号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、15～16ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号67-1号から74号まで利用権設定を受ける者株式会社〇〇外7名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外11名で設定面積は、田が1筆856㎡畑が18筆22,321㎡合計19筆で23,168㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号67号の1から74号までについて、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第26号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第27号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明いたします。

この議案第27号につきましては、農業委員会法第37条に基づく「情報の公表」の取組として、最適化活動の目標を設定し、各農業委員会は活動状況等をホームページ等で公表することが義務づけられていることから行うものです。

17ページの「Ⅰ農業委員会の状況」のにつきましては令和5年4月に公表し、お目通しいただいていることと思っております。

また、項目ごとにあります現状と課題、目標につきましても、同様でありますので、次ページ以降の実績についてのみ説明させていただきます。

次のページの「Ⅱ最適化活動の目標」について説明いたします。

まず「1最適化活動の成果目標」についてですが、「(1)農地の集積」の目標面積1,010.3haに対し、実績が1,017.6haであり③の今年度末の集積率が69.2%となっております。また、目標に対する達成率は100.7%となっております。

目標の面積に届いており、委員の皆さんに行ってもらっている利用権の戸別訪問等の成果により、効果的な集積はおこなわれたところです。

「(2)遊休農地の解消」につきましては、①現状で1号遊休農地が50.6haありましたが、目標解消面積8.4haに対し、実績が5.8haであり③の目標に対する達成状況は69.0%となっております。遊休農地の新たに発生した面積が解消面積を上回る状況にありますが、農地利用状況調査を8月、利用意向調査を10月に併せ、委員の日々の農地の見守り活動を行い、農地の有効活用をについて活動がおこなわれたところです。

「(3)新規参入の促進」については、③公表面積の実績については記載しているとおりで、目標に対する達成率は125.0%となっております。

また、参考の新規参入者は3経営体・参入面積3.5haの実績となりました。

「2最適化活動の活動目標としては、(1)の日数目標を1人当たりの活動日数を月10日に対し、資料に記載はありませんが、11日の実績がでております。

(2)の強化月間設定は、8月に遊休農地の解消、1月に新規参入の促進、3月に農地の集積を行い、(3)新規参入相談会への参加実績は1回でありました。

下の項目にある目標達状況の評語ですが、これは、最適活動の実施状況及び目標の達成状況を点検、評価するものですが、達成状況の評価点により決定します。今年度は、目標に対して期待を上回る結果が得られたとの評価になっております。

また、委員についても下記の評価結果とおりです。

次ページの「Ⅲ事務の実施状況」についてです。

「1 総会、部会の開催実績」については、毎月定例会が開催されております。

「2 農地法第3条に基づく許可事務3農地転用に関する事務」につきましては、2の農地法第3条に基づく許可事務の年間処理件数37件、3の農地転用に関する事務の年間処理件数は19件であり、いずれも問題なく処理されています。

「4 違反転用への対応」については、

農地利用状況調査や、農地パトロールなどにより年度末時点の違反転用面積はありませんでした。

以上で、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 3 0 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 中 原 敬 彦

会議録署名委員 有 村 貞 雄